

農業 農林振興課からのお知らせ

問 農林振興課 林務水産係
☎476-1111(512)

◆集落ぐるみで鳥獣を『寄せ付けない』取り組みを実践しましょう！

知らず知らずのうちに農地や集落が獣のえさ場になっていませんか？
～秋から冬場にかけての取り組みが重要です～

被害防止のポイントは、えさ場をなくして『寄せ付けない』ことです。

1 農地や集落内の『獣のえさ場』をなくしましょう!!

○収穫残さを放置しない！



○放任果樹は剪定するか除去する！



剪定前の柿の木
(頂部まで管理が届かず放置)



剪定後の柿の木
(楽に管理できる)

○冬季のえさ場をなくす！

- ・水田では、収穫後に伸びた稲の葉やレンゲを獣が食べられないようにする。
収穫後も電気柵などを適切に設置し、農地への侵入を防止する。
⇒獣がえさ場と認識すると、翌春の植え付け後から被害が発生・拡大
- ・畦畔や法面では、青草を出さない。
特に、法面での草刈りは9月頃までに終わらせる。
(冬季は枯草の状態とする。10月以降の草刈りは、冬場にえさとなる青草を出すことになる。)

野山にえさが少なくなる冬季は鳥獣を寄せ付けないチャンス！

2 農地周辺や集落内の『獣の隠れ場所』をなくしましょう！

- 集落内のすみかや潜み場をなくす（耕作放棄地、茂み、ヤブなどの解消）。
- 集落内の見通しを良くする（緩衝帯の設置、枝打ちなど）。

3 住民が協力して獣を追い払い『獣の人馴れ』を防ぎましょう！

- 獣の姿を見たら、みんなで協力してロケット花火などで追い払う。
- 放任された果樹や収穫残さをえさにしている獣も見逃さず追い払う。

4 獣のえさ場や隠れ場所がないか、柵が破れていないかなどの『環境点検』を実施しましょう！

【点検の視点】

- ・集落内や農地に『えさ場（放任果樹、野菜くずの放置など）』はないか。
- ・集落内や農地周辺に獣のすみか（ヤブ、けものみち）はないか。
- ・侵入防止柵の設置場所と管理状況は適切か。破られていないか。